

住宅建て替え中の 土地の固定資産税・ 都市計画税の特例

賦課期日(1月1日)に建設予定地や工事中など、完成した住宅がない土地は、原則として住宅用地の特例は適用されませんが、次の要件にすべて該当する場合には、住宅建て替え中の土地として、住宅用地の特例が適用されます。

●要件の概要

- ▽平成26年1月1日に住宅用地であった
 - ▽平成27年1月1日に建て替え中の住宅が基礎工事に着手している
 - ▽住宅の建て替えが、建て替え前の敷地と同一の敷地で行われている
 - ▽土地・家屋の所有者が、平成26年1月1日と平成27年1月1日で原則として同一である
- ※詳しくは、お問い合わせください。
問合せ 税務課土地評価担当 ☎042(346)9524

平成27年度から 子ども・子育て支援新制度が始まります

平成24年に成立した子ども・子育て関連3法に基づき、幼児期の教育・保育、地域の子育て支援などに取り組む「子ども・子育て新制度」が、平成27年度から始まる予定です。これに伴い、市では、地域の教育・保育、子育て支援に関する要望を把握し、認定こども園、幼稚園、保育園などの計画的な施設整備や子ども・子育て支援事業の充実を図っていきます。

新制度による入園申請の時期、市へ入園希望申請が必要となる施設などは、今後、決まりたい、市報や小平市ホームページでお知らせしていきます。

※保育所などで保育を希望する場合は、保育を必要とする事由が必要となります。

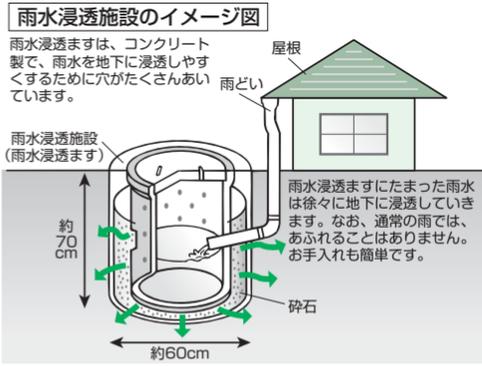
※新制度の詳細は、内閣府のホームページ

雨水を循環させよう

雨水浸透ますの 設置費用を助成

市では、屋根に降った雨水を地下へ浸透させる「雨水浸透ます」の設置費用を助成(コンクリート製に限る)としています。

雨水浸透ますは、雨水を地中に浸透させるので、地球に優しいだけでなく、庭の雨水処理にお困りのお宅にも大変効果的です。



雨水浸透施設のイメージ図

雨水浸透ますは、コンクリート製で、雨水を地下に浸透しやすくするために穴がたくさんあいています。

助成金の範囲内で、雨水浸透ます1基程度の設置が可能ですので、ぜひご利用ください。

※助成を受けるには、浸透ますを設置する前に、申請が必要です。

※手続きは、最寄りの指定下水道工事店などへお申し込みください。
問合せ 水と緑と公園課 ☎042(346)9831

小平ブルーベリー協議会 役員 決まる

小平産ブルーベリーの普及促進を行っている小平ブルーベリー協議会では、7月31日(木)の総会で、再

氏名	
会長	鈴木 庸夫
副会長	内藤 雅夫
副会長	小山 一江
監事	神山 伸一
監事	窪田 文一
会計	古川 裕朗
相談役	神石 實

任を含めた新しい役員を選出しました。
問合せ 小平ブルーベリー協議会(産業振興課内) ☎042(346)9587

地区計画原案 (小平市決定)の 縦覧・意見書の受付

鈴木町一丁目の大規模な企業グラウンドの跡地に係る小平都市計画地区計画の決定に関する都市計画原案の縦覧を行います。

縦覧期間 9月19日(金)まで
縦覧場所 まちづくり課窓口(市役所4階)
◆意見書の受付
内容についてご意見のある方は、受付期間中、意見書を問合せ先へ提出できます(送付可)。

とき 9月26日(金)まで
※土曜・日曜日、祝日を除く。
問合せ まちづくり課(〒187-8701 小平市役所) ☎042(346)9554

審議会などの日程

それぞれ傍聴できます。
◆9月 教育委員会定例会
とき 9月18日(木) 午後2時から

◆9月 市役所5階505会議室
とき 9月19日(金) 午後2時から
◆第4回 公民館運営審議会
とき 9月19日(金) 午後2時から

◆第3回 青少年センター運営等協議会
とき 9月19日(金) 午後3時から

国民健康保険 ご存じですか 高額療養費制度

高額療養費制度は、被保険者の負担が多額とならないよう医療費が「自己負担限度額」を超えた場合、その超えた額を高額療養費として、あてて国民健康保険から払い戻す制度です。

高額療養費に該当する場合は、原則、受診月の3か月後に、市から高額療養費支給申請書を送付します。

◆自己負担限度額
自己負担限度額は、年齢や所得状況などにより異なりますので、詳しくはお問い合わせください。
70歳未満の方 一人で同じ月内に同じ病院などに支払った一部負担金、自己負担限度額を超えた場合、超えた金額が払い戻されます。
※同じ医療機関において、同じ人が同じ月内に一部負担金が2万1千円を超える場合には、世帯で合算できます。
70歳以上の方 個人ごとの通院で支払った一部負担金、自己負担限度額を超えた場合、同一世帯の70歳以上の方の通院と入院で支払った一部負担金の合計額が自己負担限度額を超

認定証など	事前の手続き
認定証(限度額適用認定証または標準負担額減額認定証) + 保険証	認定証の申請が必要
高齢受給者証 + 保険証	不要

医療機関の窓口で提示する認定証など
えた場合に、超えた金額が払い戻されます。
※同一世帯で同じ月内の医療費の支払いは、通院、入院問わず、すべて合算できます。
◆高額な外来診療・入院
右表の認定証などを提示すると、窓口負担が限度額までになります。認定証の取得には事前申請が必要です。
問合せ 保険年金課 ☎042(346)9529

今月の税 9月

国民健康保険税(第3期)
※納付は、9月30日(火)の納期限までにお願います。
※市税はコンビニエンスストアで納付できるほか、インターネット上にあるYahoo! 税金支払(http://koukin.yahoo.co.jp)を利用してクレジットカードで納付することもできます。
詳しくは、納税通知書をご覧ください。

夜間納税窓口

9月25日(木)に開設
日中に市税の納付や納税相談ができない方のために、夜間窓口を開設しますので、ご利用ください。
とき 9月25日(木) 午後5時~8時
ところ 市役所2階収納課(入口は庁舎北側)
※来庁の際は納税通知書をお持ちください。
※夜間窓口では、納税証明書の発行はできません。
問合せ 収納課 ☎042(346)9527・9528

市職員 募集

平成27年度採用
一般事務
(民間経験者対象)
募集職種・採用予定人数・応募資格
左表のとおり
提出書類 採用試験要項をご覧ください
試験日 10月26日(日)
採用試験要項・申込書の配布 9月16日(火)まで(土曜・日曜日、祝日を除く)、職員課(市役所3階)、東部・西部出張所で配布
職種 採用予定人数
一般事務 若干名
民間企業などでの職務経験(会社員、自営業者など)として常勤で6か月以上継続して勤務した期間が通算7年以上ある方
応募資格

職種	採用予定人数	応募資格
一般事務(民間経験者対象)	若干名	昭和30年4月2日以降に生まれた方で、民間企業などでの職務経験(会社員、自営業者など)として常勤で6か月以上継続して勤務した期間が通算7年以上ある方

◆第3回 中央公民館 ☎042(341)0861
◆第3回 青少年センター運営等協議会
とき 9月19日(金) 午後3時から

◆第3回 中央公民館 ☎042(341)0861
◆第3回 青少年センター運営等協議会
とき 9月19日(金) 午後3時から